

山形県船舶安全対策協議会 加茂港及び由良港津波・台風等対策部会細則

- 第1 本部会は、山形県船舶安全対策協議会 加茂港及び由良港津波・台風等対策部会(以下「加茂港及び由良港部会」という。)と称する。
- 第2 加茂港及び由良港部会は、加茂港及び由良港における津波、台風又は発達した低気圧等による船舶の安全対策等を協議する。
- 第3 加茂港及び由良港部会は、前項の目的を達成するため次の業務を行う。
- (1) 津波による船舶安全対策に関すること。
 - (2) 台風又は発達した低気圧による船舶安全対策に関すること。
 - (3) (1)及び(2)のほか、異常な気象又は海象による船舶安全対策に関すること。
 - (4) その他、目的を達成するため必要な事項に関すること。
- 第4 加茂港及び由良港部会は、別表の関係機関・団体をもって組織する。
- 第5 加茂港及び由良港部会に、部会長を置く。
- 2 部会長は、酒田海上保安部交通課長を充てる。
 - 3 部会長は、必要に応じてオブザーバーを出席させることができる。
- 第6 加茂港及び由良港部会は、毎年1回(5月)定例部会を開催するほか、必要に応じて部会長が召集する。
- 第7 この細則に定めるもののほか、加茂港及び由良港部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

附 則

- この細則は、平成22年6月24日から施行する。
- この細則は、令和5年3月1日から施行する。

山形県船舶安全対策協議会 加茂港及び由良港津波・台風等対策部会

機 関 ・ 団 体 名 称	役 職 名 等	備 考
酒田海上保安部	交通課長	部会長
山形運輸支局	次長	
山形地方気象台	防災管理官	
山形県庄内総合支庁	総務企画部総務課長	
	産業経済部水産振興課長	
山形県港湾事務所	港湾整備主幹	
山形県鶴岡警察署	地域課長	
鶴岡市	市民部危機管理監	
	農林水産部農山漁村振興課長	
鶴岡市消防本部	警防課長	
鶴岡小型船舶安全協会	副会長	
山形県漁業協同組合	由良総括支所長	
	加茂出張所	
山形県港湾空港建設協会	理事	